

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		卸売業務の停止命令
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第6条の5第1項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	卸売業者の純資産額が、別に定める純資産基準額未満であることが明らかになったときは、卸売業務の全部又は一部の停止を命じる
	設定等年月日	令和2年6月21日設定 年 月 日最終改正
備 考		